

Module 21

臨死期の諸問題

A 問題

〔一般問題〕

問題1 死亡診断書とその書き方について正しい組み合わせはどれか

- (1) 厚生労働省の死亡統計は死亡診断書の診断名に基づいて作成されている
 - (2) 緩和ケア病棟入院中の患者が死亡した場合は、その原因にかかわらず死亡診断書を発行することができる
 - (3) 死亡原因には心不全、呼吸不全などの最終の病態を記載する
 - (4) 24時間以内の診察があれば、死体検案書を発行できる
 - (5) 在宅でも往診などにより、24時間以内に診察が行われていれば、死亡診断書を発行できる
- a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

問題2 つぎのうち正しい組み合わせはどれか

- (1) 死亡診断をした医師は、死亡診断書または死体検案書を作成する法的義務がある
 - (2) 異状死体には異物による気道閉塞は含まれない
 - (3) 死亡診断書の氏名の漢字は略してよい（例：渡邊→渡辺）
 - (4) 異状死体には電車への飛び込み、高所からの飛び降りなどの自殺は含まれない
 - (5) 死亡診断書の死亡の原因には、アに肺転移などの直接死因を、イに乳がんなどアの原因を記載する
- a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

問題3 自筆証書遺言（自分自身で作成する法的有効性をもつ遺言）の作成について次のうち正しい組み合わせはどれか

- (1) ビデオテープで作成することが可能である
 - (2) 上肢麻痺がある場合、家族の代筆も有効である
 - (3) ワードプロセッサで作成することが可能である
 - (4) 自筆のみが効力を発揮する
 - (5) 作成した年月日の記載が必要である
- a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

問題4 臨終時の遺言について正しい組み合わせはどれか

- (1) 臨終時に遺言をすることはできない
- (2) 医師が証人の1人になることは可能である
- (3) 署名押印は本人でなくともよい
- (4) 口述筆記は無効である

(5) 証人は2人必要である

a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

問題5 日本における一般的な死後の処置や習慣について正しい組み合わせはどれか

- (1) 遺体を入浴させるのは衛生上、好ましくない
- (2) 死後も北枕は縁起が悪いので、なるべく避ける
- (3) 戒名はキリスト教式でも必要である
- (4) お盆には先祖を供養する目的がある
- (5) 四十九日は忌明けの重要な日である

a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

問題6 死後の行政的・法的手続きについてつぎのうち正しい組み合わせはどれか

- (1) 死亡届は3日以内に届け出る必要がある
- (2) 死亡後には死体火葬（埋葬）許可証を提出する必要がある
- (3) 死亡届の届出人は、同居人でよい
- (4) 死亡届の届出人は、葬儀社が代行することはできない
- (5) 死亡届の届出先は本人の住民票が存在する市区町村である

a (1), (2) b (1), (5) c (2), (3) d (3), (4) e (4), (5)

B 解答・解説

〔一般問題〕

問題1 解答 b

1) 死亡診断書のもつ意義

①人間の死亡を医学的および法律的に証明する。

②わが国の死因統計作成の資料となる。

付) 死亡診断書の作成の義務

・医師法第19条第2項(応招義務等)

「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証明書の交付の求めがあった場合には正当の事由がなければ、これを拒んではならない」

注：上記の法律でいう正当な事由とは、次のような場合が考えられる。

ア) 医学的に診断を下し得ない場合

イ) 診断書の不正使用(恐喝、詐欺など)が疑われる場合

ウ) 診断書が雇用者(保険会社)などの第3者から請求された場合

ただし、遺族などの承諾権者の承諾書を持参した場合には、この限りではない。

2) 死亡診断書と死体検案書の違いと使い分け

①死亡診断書

診療中の患者がその傷病で死亡した場合に発行するものである。ただし、最後の診察から24時間以内にその傷病で死亡した場合は、医師は必ずしも死体を検査しなくとも死亡診断書を作成することができることになっている。

・医師法第20条(無診察治療等の禁止)

「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」

②死体検案書

ア) 死者を生前診察したことのない医師が、その死体検案書を初めて作成する場合に発行するものである。

イ) 診察中の患者でも、その傷病とはまったく別な傷病、たとえば縊死などで死亡した場合は、発行するのは死体検案書となる。

・医師法第21条(異状死体等の届出義務)

「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産時を検案して異状があると認めるときには、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」

問題2 解答 b

・死亡診断書の書き方

1. タイトル

「死亡診断書（死体検案書）」とあるのは、不必要な方を二重の横線で消す。押印は必要ない。

2. 氏名

戸籍上の氏名を書く。戸籍上の氏名が明らかでない場合は、「通称○○○○」と書く。

3. 死亡の原因

I 欄：死亡に直接関連のある傷病名群

①ア欄：直接の死亡の原因になった傷病名などを記入する

②イ欄：ア欄の原因となった傷病名があれば、ここに記入する

③ウ欄：イ欄の原因となった傷病名があれば、ここに記入する

④エ欄：ウ欄の原因となった傷病名があれば、ここに記入する

ただし、1つの原因しかない場合には、ア欄のみの記入でかまわない。

例) ア 多発性脳転移, 多発性肺転移, 多発性肝転移

イ 右肺腺癌（部位, 病理組織型もできるだけ書く）

心不全, 呼吸不全などの終末期の病態ではなく, なるべく具体的に記載する。

付) 異状死体について

医師法には異状死体の定義についての規定はない。平成2年の厚生省臓器技術研究開発事業中の「腎移植医療の社会システムに関する研究」班が「異状死体の定義とわが国の検案体制」としてまとめた内容によれば、異状死体とは「確実に診断された内因性疾患で死亡したことが明らかである死体以外のすべての死体」と定義している。異状死体の具体的な死体としては、a. 外因死, b. 死因が不明な死体, c. 死亡前後の状況に異状を認める場合、などがある。

問題3 解答 e

テープやビデオ、デジタルカメラによる遺言は法的な効力をもたない。継ぎはぎすることで内容の省略や改変が可能だからである。また、ワードプロセッサも不可であり、本人の自筆のみが効力をもつ。

付) 遺言の作成

遺言の決まりが厳しいのは、遺言の内容が問題になるとき、すでに遺言者は他界しており、本人に問いただすことができない。そのため遺言者の真意を確保するために、遺言に厳しい方式が定められている。

遺言には大きく分けて、以下の2つの方式がある。

1. 普通方式

- ①筆証書遺言書
- ②公正証書遺言書
- ③秘密証書遺言

2. 特別方式

- ①死亡危急者遺言
 - ア. 死亡危急者の遺言
 - イ. 船舶遭難者の遺言
- ②隔絶地遺言
 - ア. 伝染病隔離者の遺言
 - イ. 在船者の遺言

普通方式には、以下の3つがある。

①自筆証書遺言（民法 968 条）

証人や立会人は不要であり、筆記、署名捺印は本人が行う。メリットは他人に相談しなくても書けるので秘密が保てる。デメリットは保管に難点があることである。信頼できる人に預けておくのも1つの方法である。検認が必要である。

検認：遺言書の偽造や改変を防ぎ、その保存を確実にするための保全手続きで、遺言書の紙質や枚数、記載内容、署名や印、日付などについて確認するものである。検認を受けるためには、相続を受ける地域の家庭裁判所に「遺言書検認裁判申立書」を提出し、遺言書原本、遺言者と相続人全員の戸籍抄本を添付する必要がある。

②公正証書遺言（民法第 969 条、974 条）

証人は2人以上が必要で、筆記者は公証人であり、署名押印は本人、証人、公証人のいずれでもよい。メリットは紛失の恐れがないし、形式を誤ることもないことであり、デメリットは遺言の内容を秘密にすることができないことである。

③秘密証書遺言

証人は2人以上必要で、筆記者の決まりはないが自筆が望ましい。署名押印は本人、証人、公証人にいずれでもよい。メリットは遺言の存在はわかるし、秘密性が保てることであり、デメリットは検認が必要なことが挙げられる。

* 自筆証書遺言のポイント（民法第 968 条）

- ①全文を自分で書くこと
 - ②日付を自分で書くこと
 - ③氏名を自分で書くこと（連名で書くと無効である）
 - ④押印をすること（実印が望ましい、裁判で争う場合は実印が必要）
- 1) 遺言を書く筆記用具に制限はない。ボールペンや万年筆、毛筆、サインペンなど、基本的にどんな筆記用具も使える。鉛筆でも構わないが消して書き直しができ、改変される可能性

があるので避けたほうがよいであろう。

- 2) パソコンやワープロ、タイプライターで書かれたものは、自分自身で手書きをしたことにならないので、遺言者自身で打ったものでも無効である。カセットテープやビデオテープに録音、録画したのも後で編集して改変される可能性があり、無効である。
- 3) 紙には特に制限はない。巻紙や便箋、メモ用紙、日記帳、広告用チラシの裏でも可である。また、布や石、板、鉄板など、文字が書けるものら何でもよいとされる。縦書き、横書きも自由である。
- 4) 1枚でおさまらない場合は1枚目と2枚目の紙の間に印鑑で割印し、1通の遺言であることを明確にすればよい。

問題4 解答 c

死が差し迫っている場合にも遺言は可能で、このような場合には「死亡危急者の遺言」が適用される（民法第976条）。その記入条件は以下のようなものである（民法第977～979条）。

- ①証人3人以上の立会いのもとに行う。
- ②遺言者が証人のうちの1人に遺言の趣旨を口述する。
- ③口述を受けた人がそれを筆記する。
- ④筆記したものを遺言者とほかの証人に読んで聞かせる。
- ⑤各証人が、筆記が正確なことを確認した上で、署名押印する。

「公正証書遺言」（民法第969条）

遺言者が事情により文字を書くことが不可能であったり、署名すらもできない場合、遺言内容は口授によって公証人に伝えられるし、署名をすることが不可能なら公証人がそのことを記載し、立会人のもと署名押印することで証書として認定される。病床で手続きに出向けないときは公証人に出張してもらい、証人は医師や看護師への依頼でよい。

*以下の人は証人に認められない（民法第974条）

未成年者、禁治産者とそれに準ずる人、遺言者の推定相続人と受遺者、配偶者と直系の血族、公証人の配偶者、4親等内の親族・書記および雇い人

遺言が完成したら、これを証人の1人または利害関係者が、20日以内に家庭裁判所に確認の請求をし、裁判所が確認してはじめて遺言の効力が発生する。普通方式の遺言ができるようになって6ヵ月生きていた時は無効となる（民法第983条）。

ただし、家庭裁判所に請求すればすぐに確認されるとはかぎらない。遺言が遺言者の真意から出たものか、裁判所が確認をする。確認されてはじめて、この遺言の効力は発揮される。そのため、証人は信用のおける人物を選ぶ、誤解を招く書き方をしないなど、裁判所で疑問を抱かれないように配慮することが大切である。真意を伝えるための補助的な材料として、ビデオテープやテープレコーダーにとっておくのも有効な方法である。テープやビデオ、デジタルカ

メラによる遺言は法的な効力を持たない。継ぎはぎすることで内容の省略や改変が可能だからである。ただし、死亡危急者の遺言の場合は、内容を証明する補強材料となる。

問題5 解答 e

日本において葬儀は仏式で行われることが多いが、さまざまな死別後の習慣は神道の影響も受け、日本独自の風習となっている。

1. 臨終時の儀式

末期の水：本来は息を引き取る直前に水を含ませたものであるが、現在は臨終時に行われることが多くなった。一般的には割り箸の先に脱脂綿かガーゼを糸で縛ったものや、新しい筆の穂先を茶碗の水に浸して、軽く唇を湿らせる。まず家族が行い、次いで血縁の濃い順に行く。

湯灌：納棺の前に死者の身を清める「湯灌」を行う。昔は「逆さ水」といって、水の中に湯を注いで温度を調節し、遺体を洗い清める風習が多かったが、現在では消毒用アルコールを含ませたガーゼか脱脂綿で全身を軽く拭くのが一般的である。緩和ケア病棟では施設により湯灌が行われており、機械浴に家族と共に入れている。儀式的な意味と共に、遺族のケアに寄与するとされている。

2. 納棺

逆さ事と北枕：人が亡くなった時には、納棺や葬儀の前後に通常とは反対の方法で行われることがいくつかある。左前に着せる死に装束、逆さ屏風、北枕などがある。このように反対にするのは、死に対する恐れがあり、生きている人たちに不幸をもたらすことがないようにとの願いから行われるものとされている。仏教では、死者を「北枕」にして寝かせる。神道やキリスト教では関係ないが、神式でも北枕にする場合がある。北枕の由来は、釈迦が涅槃（迷いや執着を断ち切り、苦、束縛、輪廻の一切から解放された最高の境地）に入った時、右脇を下にして「頭北面西」の寝姿から来ている。浄土真宗の祖である親鸞も亡くなる時に「頭北面西」になったとされる。

死に装束：かつては、死出の旅に出るときは経帷子を着せて、僧あるいは尼の姿をさせた。最近では葬儀社が取り仕切ることが多くなってきたので、死に装束をつける場合でも略装が多くなった。今では浴衣や故人が好んでいた衣服を着せ、その上に葬儀社が用意した布、あるいは紙製の経帷子をかけることが多くなっている。このほかにも、納棺の際に入れるものとして、手甲、脚半、白足袋、わらじ、六文銭の入った頭陀袋、数珠、つえ、三角ずきんなどがある。

棺に入れてはいけないもの：遺族は故人の愛用していたものや思い出の品を入れたいと願う。しかし、以下のものは火葬の際には禁止されている。ガラスや金属製品、プラスチック類、ゴム、ビニール類、眼鏡など、炉を傷めるもの、骨を変色させるものなどである。義手や義足もはずすことになっている。心臓ペースメーカーは、リチウム電池が気化することにより火葬中に爆発する可能性があるが、火葬温度を変更することで爆発を防ぐことも可能であり、利用す

る火葬場によってその取り扱いが異なる。あらかじめ問い合わせをして判断を仰ぐのがよいが、不明な場合は取り外しておいた方が無難である。また、ペースメーカーが取り外されていない場合は、上記の理由により火葬場に必ず申し出る必要がある。

3. 戒名^{かいみょう}

仏教に帰依した者に与えられる名前のことである。本来は生前に授かるものである。いまは遺族が檀那寺^{だんなでら}に依頼し、通夜の前に授かることが多い。寺院内の墓地に納骨する場合は、一般的に戒名が必要である。俗名で葬儀をした場合は、納骨するときに戒名をいただくことになる。戒名は本来、故人の信仰の深さや寺院への貢献度によって決まるものである。

院号：本来は寺院建立者や寺院に多大な貢献をした者に与えられるもの。

道号：本来は仏道に励み、これを極めた仏教徒に与えられるもの。

法号：戒名とは本来、この法号のみをさす。経文や仏典、故人の俗名の中の文字が使われる。

位号：位や性別を表すもの。「居士」「大姉^{だいし}」「信士^{しんじ}」「信女^{しんにょ}」など。

4. 法要と墓参り

法要とは、故人があのでよい報いを受けられるようにとの願いを込めて供養するための儀式である。仏教では人が亡くなると49日間は死者の魂がさまよっているとされる。その間、供養することによって死者の霊が極楽浄土に行き、成仏することを願う。また、死者があので行くくと7日ごとに7回、生前の罪状を裁く裁判があるとされているので、遺族はその日に法要を行い、1日も早く霊が極楽へ行けるように追善供養をするといわれている。最初の7日目が初七日である。以後二十七日、三十七日、四十七日、五十七日、六十七日、七十七日となる。すべての忌日を供養することが望ましいとされるが、現在では初七日と七十七日忌(四十九日)に法要を営むのが一般的である。四十九日は「満中陰」ともいわれ、この日をもって忌明けとされる。死者の成仏を願い、遺族、近親者、友人、知人を招いて、忌明けの法要を行う。法要は必ずしも四十九日でなくてもよく、出席者の都合などを考慮し、それ以前の土曜日から日曜日に行われることが一般的である。法要は寺か自宅で行われ、納骨や埋葬もこの日に行われることが多い。1周忌は、遺族が故人の徳を継いで生きている様子を故人をはじめ近親者や友人、知人に知ってもらおう意味もある、大切な法要である。

5. お盆

お盆の意味：お盆とは「盂蘭盆^{うらぼん}」を略したものである。その由来は「仏説盂蘭盆経」という経典に説かれており、もっとも重要な仏教行事とされている。「盂蘭盆」は「ウランバナ」という梵語を漢字にしたもので、「倒懸」「苦懸倒苦」を意味している。「盂蘭」は「倒懸」のことで、逆さまに吊り下げられた苦しみを意味している。そのような苦悩を受けている霊を救護するための仏教行事がお盆である。お盆の供養は自分の先祖を苦しみから救うという意味であり、お盆は供養を受けた先祖が満足する日であり、さらに供養を受けた先祖が家族や親類縁者を守るとされている。

お盆の時期：お盆は1回だけではない。七月盆(7月13日～16日)、八月盆(8月13日～

16日)、旧盆(旧暦の盆の時期)とあり、七月盆は新暦によるお盆であり、八月に行われるお盆は「月おくれ盆」であり、旧盆は旧暦の盆の時期に行われるお盆である。

お盆の儀式:「迎え火」は、お盆になって帰ってくる先祖への道しるべであり、火を焚いてお迎えする。先祖の乗り物とされるナスと馬の動物の置物は13日から15日までは内側に向け、16日には外側に向ける。送り火と共に帰っていただくという意味をもっている。

「送り火」は16日の夕に焚く火であり、あの世へ帰る先祖の足元を照らし、お送りする意味がある。京都の大文字焼や長崎の精霊船も送り盆の一種である。「送り火」は「迎え火」よりも盛大で、町や村全体でやるところもある。また、お盆には各家庭でも「精霊棚」「仏壇飾り」などの特別な飾りをする。

問題6 解答 c

死亡届:死亡届は、死亡した日から7日以内に市区町村役場の戸籍係に提出する。提出先はどこ役場でも構わない。死亡届用紙は、普通は死亡診断書または死体検案書と1面になっている。届出人には、親族、同居人、家主、土地管理人などがなるが、葬儀社の代行も可能である。代行の場合は、届出人の印鑑(三文判でよい)が必要となる。

火葬許可証と埋葬許可証:死亡届と一緒に、死体火葬許可証(火葬場所の記入欄がある)を提出すると、火葬許可証が交付される。これを火葬場に提出すると、火葬終了後に火葬済の印鑑が押された後、返却され、埋葬許可証となる。埋葬許可証は、墓地に埋葬する時の必要書類になる。

参考文献

- 1) 吉村昌雄:死亡診断書(死体検案書)作成マニュアル。東京法令出版、1995
- 2) 時事法務研究会 編:正しい遺言と相続。日東書院、2004
- 3) 神谷威吉郎:遺言・相続の法律相談。新星出版社、2003

有用なWEB

- 1) 関西医科大学法医学講座 [<http://www3.kmu.ac.jp/legalmed/lect/index.html>]
- 2) 遺言と相続 [<http://www.researcher.co.jp/souzoku/index.html>]